

# 全国牛削蹄競技大会 諸規程集

全国牛削蹄競技大会規則

全国牛削蹄競技大会競技規程

全国牛削蹄競技大会審査規程

牛削蹄競技大会防疫対策要領

平成28年6月1日



公益社団法人日本装削蹄協会

# 全国牛削蹄競技大会規則

## 第1章 総則

第1条 全国牛削蹄競技大会（以下「大会」という。）は、牛削蹄技術の向上を図り、牛の能力の増進に資することを目的とする。

第2条 大会は、日本装蹄協会（以下「本会」という。）が主催し、農林水産祭参加行事として実施する。

第3条 大会は、原則として、毎年10月中旬から11月中旬の1日間、本会会長が指定した場所において行う。

## 第2章 選手

第4条 大会に出場する選手は、認定牛削蹄師に限るものとし、原則として、本会の正会員である地方会（以下「地方会」という。）の構成員であって、ブロック予選競技大会において優秀な成績をおさめて地方会会長またはこれに準ずる者に推薦された者とする。

2 出場する選手数は24名以内とし、推薦された者がこれを超えるときは、本会会長が調整し決定する。

3 出場の決定を受けた選手は、大会参加費として、別に定める金額をすみやかに本会会長に納入するものとする。

4 各地区からの出場選手数は、別にこれを定める。

第5条 地方会会長またはこれに準ずる者は、別記様式の大会出場選手推薦名簿を、9月末日までに本会会長に提出する。

## 第3章 競技

第6条 競技は、牛削蹄および牛削蹄判断の2競技について行い、その細部は大会競技規程にこれを定める。

## 第4章 審査および褒賞

第7条 審査委員長は、学識経験のある者から適任者を選任し、審査副委員長および審査委員は、大会の優勝経験者から本会会長が別に定める方法により選任して、本会会長が委嘱する。なお、大会当日、審査委員に欠員が生じた場合、本会委嘱の競技委員の内から大会会長が任命することができる。

第8条 審査に関する細部の事項は、大会審査規程にこれを定める。

第9条 審査の結果、綜合成績の上位3名に対し、本会会長から、褒状および褒賞を授与し、最優秀者には農林水産大臣賞、優秀者には生産局長賞を授与する。

2 種目別に、その最優秀者に対しては、本会会長から、褒状および褒賞を授与する。

第10条 審査、褒賞に対しては、異議を申し立てることはできない。

第11条 褒賞を受けた者について、爾後に、不正行為または錯誤を発見したときは、本会会長は、褒賞を取り消すことができる。

## 第5章 組 織

第12条 大会に次の役員を置く。

- (1) 大会会長 1名
- (2) 大会副会長 1名
- (3) 総務委員 委員長および副委員長各1名  
委員若干名
- (4) 競技委員 委員長および副委員長各1名  
委員若干名
- (5) 審査委員 委員長および副委員長各1名  
委員2名

2 前項の各委員の事務を補佐するため、大会職員として委員助手および事務員各若干名を置くことができる。

第13条 大会会長は、大会業務を掌握する。

2 大会副会長は、大会会長を補佐し、大会会長に事故があるときは、これを代行する。

3 各委員長は、所掌の業務を掌握する。

第14条 総務委員は、大会の開催準備、会場の運営、経理事務の実施、大会行事の運営、会場の秩序維持その他の庶務に従事する。

第15条 競技委員は、競技の準備、競技場の管理および競技の進行を大会競技規程に従って処理する。

第16条 審査委員は、審査業務を大会審査規程に従って処理する。

第17条 大会会長は、本会会長がこれに当たる。

2 大会副会長は、本会会長が委嘱する。

3 各委員長及び委員は、本会会長が任命または委嘱する。

4 大会職員は、本会会長が命ずる。

第18条 大会に、顧問および参与を置くことができる。

2 前項の顧問および参与は、本会会長が委嘱する。

## 第6章 経費

第19条 大会の開催に要する経費は、選手の出場に要する経費および防疫対策に要する経費の一部を除き、本会が負担する。

## 第7章 観覧

第20条 競技は、指定した場所において観覧に供する。

第21条 観覧中秩序を乱すおそれがあると認められる者については、観覧を拒絶することができる。

第22条 観覧者は、競技の進行を妨害しまたは幫助してはならない。

第23条 観覧者は、会場内に畜類を引き入れ、または牛の恐怖する品物を携行してはならない。

## 第8章 その他

第24条 出場選手に不正もしくは品位を欠く行為があったときは、競技への参加停止を命じ、選手資格を取り消すことができる。

第25条 大会の会務執行上必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 抄

( 中 略 )

附 則

この改正は、平成26年6月1日から施行する。

別記様式 省略

# 全国牛削蹄競技大会競技規程

第1条 競技の種目は、牛削蹄競技および牛削蹄判断競技各1種目の2種目とする。

第2条 牛削蹄競技種目は、単独保定により実牛の削蹄を行う。

第3条 牛削蹄判断競技種目は、実牛の削蹄方針を筆記回答する。

第4条 選手番号は抽選により決定する。

第5条 牛削蹄競技種目の細部については、次のとおり定める。

- (1) 競技は、実牛1頭を削蹄する。削蹄用牛の配当は選手番号による。
- (2) 競技は単独で行い、肢の保定器具および枠場の使用は認めない。
- (3) 削蹄器具は、各自携行したものを使用する。ただし、電動または油圧器具の使用は禁止する。
- (4) 規定時間は40分とする。競技の開始と規定時間の終了は、担当の競技委員が合図する。開始の合図があるまでは一切の競技行為を行ってはならない。規定時間内に作業が終了しないときは、競技を続行し、最後まで作業を完成させなければならない。
- (5) 競技牛に蹄病があるときは、選手は、競技開始前より競技終了までに、当該牛の蹄病に対する削蹄処置の要点をまとめ、大会会長が交付する所定の用紙に筆記して提出することができる。
- (6) 削蹄競技中の競技牛に疾病または外傷等の異常を認めたとき、もしくは選手が削蹄を失宜したときは、競技委員は速やかに当該牛を担当する選手に対して競技の一時中止を通告するとともに、競技委員長にその旨を報告しなければならない。
- (7) 前号の報告を受けた競技委員長は、当該牛の状態を観察のうえ、競技続行の可否を決定するとともに、その旨を審査委員長に通知しなければならない。
- (8) 削蹄競技中に選手より棄権の申請があった場合は、競技委員は競技委員長にその旨を報告し、競技委員長は棄権の決定および審査委員長に通知しなければならない。

第6条 牛削蹄判断競技種目の細部については、次のとおり定める。

- (1) 牛削蹄判断競技は、判断用牛1頭について、選手が当該牛の肢蹄の形態的特性、歩様及び削蹄方針を大会会長が交付する所定の用紙に筆記して行う。
- (2) 規定時間は判断用牛1頭につき、40分とし、競技の開始と終了は担当の競技委員が合図する。

第7条 本会会長は、大会前日に選手、競技委員および審査委員合同打合せ会を開催し、当該打合せ会において前2条の規定のほか、競技の細部に関し必要な事項を指示する。

附則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附則 抄

(中 略)

附則

この改正は、平成26年6月1日から施行する。

附則

この改正は、平成28年6月1日から施行する。

# 全国牛削蹄競技大会審査規程

第1条 審査は、牛削蹄競技および牛削蹄判断競技の2種目について行う。

第2条 牛削蹄競技種目は、競技牛の4肢について審査する。

2 前項の審査は、担当審査委員2名がそれぞれ、右または左の同側前後肢を分担して行う。

3 採点は次の基準に基づき、各審査委員が個別に時間基礎点を含めて200点を満点として行い、2名の審査委員の平均点から第6条の減点を差し引いて得点とする。

内外蹄のバランス	10点×2肢	20点
蹄の形状	10点×4蹄	40点
蹄下面の処理	10点×4蹄	40点
削切量	10点×4蹄	40点
端蹄廻し処理	10点×2肢	20点

-----  
時間基礎点 40点  
計200点

第3条 牛削蹄判断競技種目は、判断用牛1頭について次の(1)から(4)の基準に基づき採点し、その合計点数から第6条の(2)に定める減点数を差し引いて得られた点数を得点とする。

(1) 内外蹄の負重バランス矯正

1肢を1項目・2点とし、4肢合わせた4項目・8点を満点とする。

(2) 蹄角度の適否

1蹄を1項目・2点とし、8蹄合わせた8項目・16点を満点とする。

(3) 多削部位

1蹄を1項目・2点とし、8蹄合わせた8項目・16点を満点とする。

(4) マーク記入による解答項目

ア 肢勢、蹄形、歩様、疾病損徴

1肢当たりの正答数に1点を乗じて得られた点数を4肢合計した点数を満点とする。

イ その他の削蹄処置

1肢当たりの正答数に2点を乗じて得られた点数を4肢合計した点数を満点とする。

第4条 総合成績の序列は、牛削蹄判断競技種目の上位14名の選手を対象に、牛削蹄競技種目の得点で決定する。ただし、同点の場合は、牛削蹄判断競技種目の得点が高い者を上位とし、これによって決定しない場合は、審査委員の協議による。

第5条 種目別成績の序列は、同点の場合、同列とする。

第6条 減点または失格の基準は、次のとおりとする。

(1) 牛削蹄競技種目

ア 規定時間の超過は10分を限度とし、1分(1分未満は切り上げとする。以下同じ。)

を超過するごとに4点を減点する。

イ 過削等の失宜により削蹄用牛を損傷したときは、その程度に応じて50点以内の減点を行い、または牛削蹄競技種目を失格とする。

(2) 牛削蹄判断競技種目

ア 「肢勢、蹄形、歩様、疾病損徴、その他の削蹄処置」については、誤答1個につき1点を減点する。

イ 他の選手の答案を盗用したときは、牛削蹄判断競技種目を失格とする。

(3) すべての競技種目において、観覧者の幫助を受けた選手は、その程度に応じてその競技種目について50点以内の減点を行い、またはその競技種目を失格とする。

第7条 この規程に定めるもののほか、全国牛削蹄競技大会の審査に関し必要があるときは、審査委員会において協議のうえ、その都度対応を決定する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 抄

(中 略)

附 則

この改正は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年6月1日から施行する。



# 牛削蹄競技大会防疫対策要領

平成 26 年 6 月 1 日制定  
公益社団法人日本装削蹄協会

日本装削蹄協会（以下「日装」という。）が開催する全国牛削蹄競技大会（以下「全国大会」という。）及びブロックで共催するブロック予選競技大会における防疫対策については、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表）を踏まえ、本要領に定めるところによる。

## 1. 目的

本要領は、家畜伝染病の発生予防の観点から全国大会及びブロック予選競技大会における防疫対策を定めるものである。

## 2. 防疫対策の基本

全国大会及びブロック予選競技大会における防疫対策は、消毒の徹底を基本とする。

## 3. 全国大会における防疫対策

### (1) 全国大会に参加するに当たっての防疫上の心得

- ア. 全国大会に参加するすべての者は、洗濯した清潔な衣服を着用して全国大会の会場（以下「会場」という。）に来場すること。
- イ. 全国大会に参加する前に偶蹄類の動物に接触した者は、事前に入浴及び洗髪してから会場に来場すること。
- ウ. 全国大会に出場する選手（以下「選手」という。）は、事前に十分洗浄・消毒した削蹄用具（作業着、作業靴、作業手袋、前垂れ、各種削蹄器具、削蹄器具の収納箱等をいう。以下同じ。）を持参すること。ただし、前垂れについては、洗浄しても汚物が除去できない場合は、新品を持参すること。
- エ. 全国大会に参加するすべての者は、全国大会終了後（帰宅後等）において、着衣の洗濯、入浴、洗髪を行うこと。

### (2) 全国大会の開催日前日における防疫対策

- ア. 全国大会の準備のため、開催日前日に会場に入場する車両（日装が指定する車両に限る。以下同じ。）は、その入場時、所定の場所において日装が配置した防疫係（以下「防疫係」という。）による噴霧消毒を受けること。
- イ. 全国大会の準備のため、開催日前日に会場に入場する審査委員、競技委員、総務委員、防疫係等の日本装削蹄協会が定める大会スタッフ（以下「大会スタッフ」という。）及び選手は、その入場時、所定の場所において防疫係立会いのもとで日装が用意する防疫服を着用するか又は作業衣の噴霧消毒を受けるとともに、履物を踏込消毒槽で消毒すること。

- ウ. 選手は、開催日前日、会場の所定の場所において、日装が配置した防疫係（以下「防疫係」という。）による削蹄用具の点検・消毒を受けること。
- エ. 上記ウの防疫係による削蹄用具の点検において、糞便等の汚物が付着した物は、その会場内への持込みを認めない。ただし、防疫係立会いのもとに十分洗浄して汚物が除去されたと防疫係が判断し、当該用具を消毒した場合は、その会場内への持込みを認めることがある。
- オ. 選手は、上記ウ又はエによる点検・消毒を受けた削蹄用具を会場内の防疫係が指定する場所に防疫係の指示に従って競技開始前まで保管すること。

### (3) 全国大会開催日における防疫対策

- ア. 会場に入場する車両は、その入場時、所定の場所において防疫係による噴霧消毒を受けること。
- イ. 会場に入場する一般来場者（大会スタッフ及び選手以外の来場者をいう。以下同じ。）は、その入場時、所定の場所において防疫係立会いのもとで日装が用意する防疫服（有償配布とする。）を着用するとともに、履物を踏込消毒槽で消毒のうえ、防疫シューズカバー（有償配布とする。）を着用すること。
- ウ. 大会スタッフ及び選手は、会場に入場時、所定の場所において防疫係による作業衣（防疫服を着用した大会スタッフについては防疫服）の噴霧消毒を受けるとともに、履物を踏込消毒槽で消毒すること。
- エ. 全国大会で使用する牛の保定用ロープについては、選手は、日装が用意する消毒済みのものを使用すること。

### (4) 会場退出時の防疫対策

- ア. 会場に入場した一般来場者が会場から退出するときは、防疫係による防疫服の噴霧消毒を受けるとともに、防疫シューズカバーを踏込消毒槽で消毒のうえ、消毒済みの防疫服及び防疫シューズカバーを所定の場所に返却した後、履物を踏込消毒槽で消毒してから退出すること。
- イ. 選手は、競技終了後、会場から退出するときは、所定の場所において防疫係による削蹄用具の消毒及び作業衣の噴霧消毒を受けた後、履物を踏込消毒槽で消毒してから退出すること。
- ウ. 大会スタッフが会場を退出するときは、作業着（防疫服を着用した大会スタッフについては防疫服）の噴霧消毒を受けた後、履物を踏み込み消毒槽で消毒してから退出すること。その際、防疫服及び防疫シューズカバーは、所定の場所に返却すること。
- エ. 会場に入場した車両は、その退出時、所定の場所において防疫係による噴霧消毒を受けてから退出すること。

## 4. 防疫対策の遵守

上記3の(2)（エのただし書きを除く。）及び(3)に掲げる防疫対策について、その一つでも遵守しない者は、会場への入場を認めない。

## 5. 全国大会関係者への周知・徹底

日装は、全国大会における防疫対策について、その開催前に関係者に対し、地方会等

を通じて本要領を周知・徹底するものとする。

## **6. 関係機関の指導・協力**

日装は、全国大会における防疫対策について事前に会場の所在地の都道府県畜産主務課並びに管轄家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、全国大会の開催時においては、当該関係機関に対し、車両消毒のための動力噴霧器等の供用、家畜防疫員の立会い等必要な協力を求めるものとする。

## **7. ブロック予選競技大会における準用**

ブロック予選競技大会における防疫対策については、前記3の全国大会における防疫対策を準用するものとする。